

廃棄物減量等推進員と リサイクル指導員の役割

- 1.それぞれの役割について
- 2.ごみ収集場所の維持管理
- 3.きれいな収集場所を維持するために

自治会における廃棄物減量等推進活動とは

1/19

自治会には地域住民と協力して次のような廃棄物減量等推進活動を行っていただいています。

- ① **ごみの減量及び資源化の推進**
- ② **ごみの適正な分別の推進**
- ③ **ごみ収集場所の清潔保持 など**

※上記に係る活動費に対し、自治会交付金の中で追加的な財政支援をしています。

- ①廃棄物減量等推進員を設置している自治会 年3,000円
- ②リサイクル指導員のいるごみ収集場所ごと 年2,400円

廃棄物減量等推進活動(一例)

2/19

- 自治会内で清掃関係のチラシ作成、配布
- ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の利用推進
- ごみ収集場所の清掃ルール管理
- ごみ収集場所の状態点検
- カラス除けネットの使い方周知、点検
- 分別ルールが守られていないごみの連絡対応
・・・など

衛生活動に関する交付金の使い方(例)

3/19

- カラス除けネットの購入
- 収集場所の備品、清掃用具の購入
(ホウキ、ちりとり、トングなど)
- 美化清掃参加者に配布する軽食、飲料の購入
- 推進員、リサイクル指導員の謝礼
- 収集場所の補修費用
- …など

1.それぞれの役割について

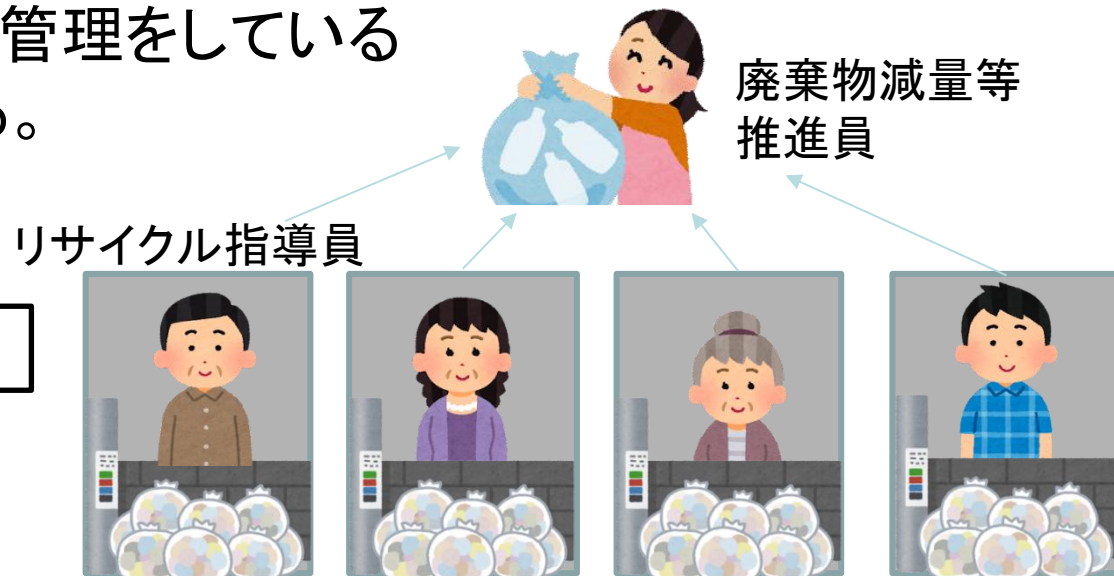
◆リサイクル指導員

- ・担当する収集場所の巡回や日頃の状況を把握し、必要に応じて、廃棄物減量等推進員に報告する。

◆廃棄物減量等推進員

- ・自治会の区域内におけるリサイクル指導員のまとめ役。
- ・廃棄物減量等推進活動(ごみの減量・資源化、清掃・美化に関する活動)を会員の中心となって実施する。
- ・年に1回、自治会交付金の実績報告の際に、定例連絡票により自治会で管理をしている収集場所の状況を報告する。

※イメージ図



基本的なごみ出しのルール

- ごみ及び資源物は**早朝(日の出ごろ)から8時30分まで**に出してください。

5/19

※ごみ及び資源物の収集は品目ごとに回収しています。
収集場所に他の物が残っていても、8時30分以降は出してはいけません。(後出しの禁止)

- 分別をしっかりと行ってください。
- 粗大ごみは収集場所に出すことができません。
- 事業系のごみは収集場所に出すことができません。

毎週水曜日 プラスチックの日の注意点

6/19

- ペットボトルとプラスチックは別々の袋に入れて、分けて置いてください。



隔週 資源物の日の注意点

7/19

収集作業の効率化のため、

- ビンコンテナは、前日までに配付しています。
収集日の朝に広げてください。
- 収集場所の大きさや出るビンの量によっては、
ビンコンテナを3個ではなく、1個にしている場所
があります。その場合は色分けする必要はありません。

**収集場所の看板や地区の「資源とごみの分別
カレンダー」を確認し、ごみ出しをしてください。**

ルールが守られていないごみがあるとき

8/19

～出した人にルールを守ってもらうために～

明らかに分別がされていないごみや不法投棄だと思われるごみが出ていた場合は、**貼り紙をします。**

清掃当番等の方は、貼り紙をされた**ごみを持ち帰らないでください。**

(出した人に正しいルールを知ってもらい、持ち帰って出し直してもらうためです。)

**※目安として「1週間程度」残しても
引き取られない場合は、環境資源対策課まで
御連絡ください。**



2.ごみ収集場所の維持管理

9/19

本市の収集作業では、分別ができていないごみ(ルール違反のごみ)については、左のような貼り紙をして置いていきます。

収集作業の後や収集日に関係なく出されてしまったごみは、作業員が確認を行うことができず、貼り紙を貼ることができません。

そのため、自治会の方でも、ルール違反に対する貼り紙に御協力をお願いします！

貼り紙は、市ホームページに公開していますので、御活用ください。

【市HP:廃棄物減量等推進活動説明会】

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/soshiki/7/1046/1/4/2399.html>



分別の徹底を！

このごみは

混合ごみ: ☐可燃 ☐不燃 ☐資源

曜日違いごみ

- ☐可燃ごみ
- ☐不燃ごみ
- ☐蛍光灯など
(蛍光灯、乾電池、スプレー缶類、体温計)
- ☐剪定枝
- ☐資源物
(新聞・雑誌・段ボール・紙パック・紙箱・衣類・カン・ビン)
- ☐プラ・ペットボトル

☐粗大ごみ

☐排出禁止物(市では収集できません)

☐プラ・ペットボトル混在物

※マークのついたものはふくろを分けて出してください。

☐汚れ物・中身入りプラ・ペットボトル

※洗ってから出すか、汚れが落ちないものは可燃ごみとして出してください。

☐後出し

※プラ・ペットボトルは別々の時間で収集していますので、後出しごみは回収できません。全てのごみは8:30までにお願いします。

ですので、持ち帰り正しく出してください。

秦野市環境資源対策課 TEL 82-4401

収集場所のルールを守らない人がある

10/19

その1

“分別を守っていない人が特定された場合”

→まずは地域での指導にご協力ください。

**指導しても全く状況が改善されない場合は
環境資源対策課まで御相談ください。**



収集場所のルールを守らない人がある

その2

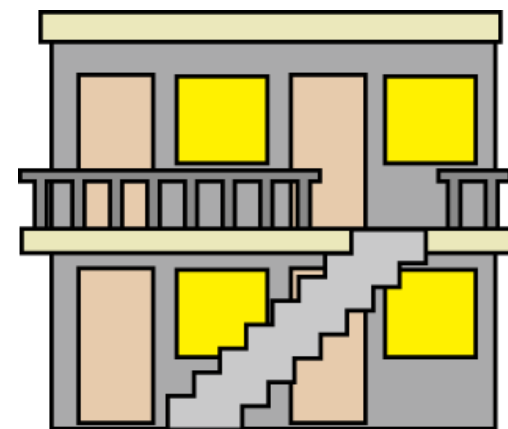
11/19

“分別を守っていない人が、
集合住宅の住人であると特定できた場合”

→自治会から管理会社へ連絡。

→環境資源対策課から管理会社へ連絡。

地域の声と自治体からの声が
合わさることにより効果的！



収集場所のルールを守らない人がある

その3

12/19

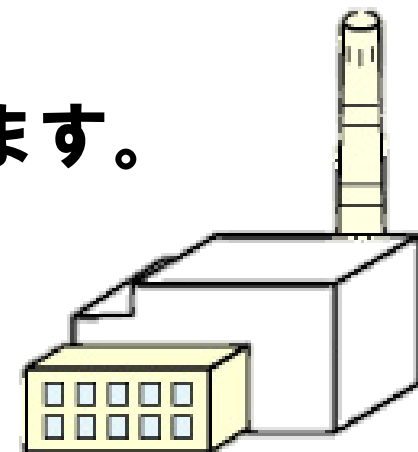
“事業者のごみと特定できる場合”

→環境資源対策課から指導します。

**事業系のごみは、法律に基づき
事業者自らが処理することとなっています。**

収集場所には出せませんので

ルール違反の事業者に対し指導します。



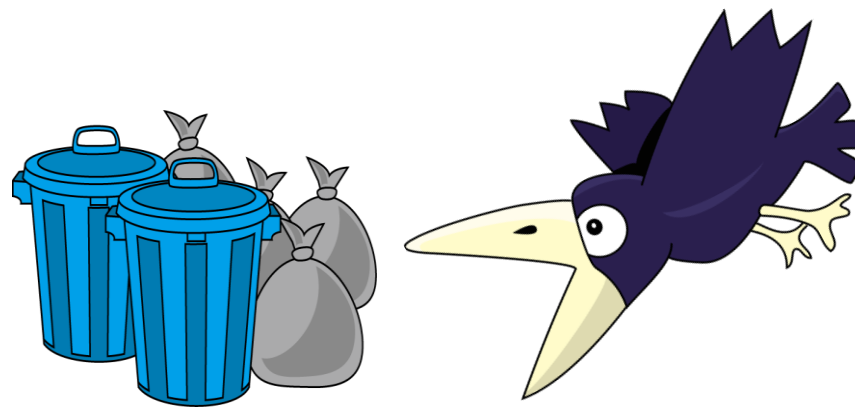
カラスなどから収集場所を守るためには

13/19

1. 交付金を利用してネット等を購入

（ネット等の仕様について、不明な点はお問い合わせください。）

2. 自治会内でネット等の使い方を周知



ネットの設置例

14/19



- ◎破れやほつれはない
- ◎収集場所と同じ又はそれ以上のサイズになっている
- ◎収集場所を隙間なくカバーできている

フレームを組んだ場合の設置例

15/19



① 定期的な巡回

16/19

ルールを守らない人には、
人の目があることが**抑止力**になります。
また、**不法投棄物の早期発見**にも繋がります。

巡回することで**地域の防犯**にも役立ちます。



② ネット等の利用方法の周知徹底

17/19

間違った使い方、乱雑な使い方では
ネットの効果は十分に発揮できません！
正しい使い方を収集場所を利用する住民に周知し、
カラス被害や、不法投棄を防ぎましょう。

使い方などについて
不明な点はお問い合わせください。



③ 利用者全員の管理意識

18/19

『誰かがきれいにしてくれるだろう』という
考えでは収集場所はきれいになりません。

“**利用者みんなで収集場所を管理する**”
という考え方が基本です。

ごみ収集場所を利用する全ての利用者に、
周知・徹底の御協力をお願いいたします。



ごみ分別アプリさんあ～るをご活用ください！

19/19



- ・分別カレンダーをスマートフォンで確認することができます。
- ・通知機能で収集日をお知らせできます。
- ・もったいないDayや年末年始の営業情報等をお知らせします。
- ・外国語にも対応しています。
(スマートフォンの言語設定が反映されます。)



i O S

端末用



Android

端末用

